

樺太廳職負特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

大正二年十二月六日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

内閣

勅令第 號

樺太廳職員特別任用令第一條中「樺太
支廳長」ヲ「樺太廳理事官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際ニ限リ樺太廳理事官ハ樺
太廳支廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ
之ヲ任用スルコトヲ得